

# 青森県アスレティックトレーナーの会 会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当会の名称を「青森県アスレティックトレーナーの会 (Aomori Athletic Trainer Association)」と称する。

(事務局)

第2条 当会の事務局は会長の定めるところに置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当会は、会員相互の連絡を密にし、活動の促進、相互研修、情報交換を図るとともに、青森県スポーツドクターの会、スポーツ薬剤師会、スポーツ栄養士会との連携のもと、関係機関及び団体の協力を得て、医科学的側面からの協力体制をつくり、青森県の「スポーツの振興」「競技力の向上」「スポーツ現場における安全管理の普及」に寄与する。

(事業)

第4条 当会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) トレーナー活動を通じて、スポーツの振興、競技力の向上、スポーツ現場における安全管理の普及、健康の増進に資する事業
- (2) トレーナーの学術・技能向上に資する事業
- (3) トレーナー及びスポーツ指導者、コメディカル、保健・福祉関係者に対する研修会等の開催に関する事業
- (4) トレーナーの社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (5) スポーツ医学に関する調査研究事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第3章 会員

(資格)

第5条 会員は次の者で入会を希望する者とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー有資格者
- (2) 柔道整復師
- (3) 理学療法士
- (4) 作業療法士
- (5) 看護師
- (6) 鍼灸師
- (5) 按摩・マッサージ・指圧師
- 2 その他、当会の趣旨に賛同し、スポーツに関心のある者は当会役員の承認により会員になることができる。
- 3 当会の会員は次の3種とする。
  - (1) 公認会員：別に定める所定のカリキュラムを修了し、当会公認アスレティックトレーナーの資格を保有している者。
  - (2) 未公認会員：当会に入会し、当会公認アスレティックトレーナーの資格を未取得の者。
  - (3) その他：当会の事業について、直接的に指導及び輔弼することができ、役員会にて承認を得た者。
  - (4) 名誉会員：長年にわたり当会の運営および発展に貢献し、役員会にて承認を得た者

(会員の役割)

第6条 会員の役割は次の通りとする。

- (1) アスリートの健康相談
- (2) スポーツ障害、スポーツ外傷の予防とケア
- (3) アスリートの健康管理
- (4) 競技会における救急体制の確立と一次救命処置
- (5) 競技会トレーナーとしてのメディカル・コンディショニングサポート
- (6) チームトレーナーとしてのメディカル・コンディショニングサポートと指導

2 各活動については所定の様式に基づき活動報告書を作成し、必要があれば事務局に提出する。

(経費の負担)

第7条 当会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。但し、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。但し、複会する場合は滞納した支払い義務の免除は行わない。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

2 資格を喪失した会員には、既納の会費及びその他の抛出金品を返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 委員及び監事の選任又は解任
- (3) 当該年度の事業報告及び収支決算報告書の承認
- (4) 次年度の事業計画案及び収支予算案の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議が必要と役員会にて決議された事項

(開催)

第13条 当会の総会は、定時総会として毎年4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(議長)

第14条 総会の議長は役員の中から選出する。

(定足数)

第15条 総会は総会員の過半数をもって有効とする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面表決等)

第18条 やむ得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前条の規定の運用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名以内

(会長)

第21条 会長は理事会にて選出し、総会によって選任する。

2 会長は当会を代表し、会務を統括して理事会の議長となる。

(理事)

第22条 理事は会員より選出し、総会によって選任する。

(副会長)

第23条 副会長は理事より選出し、会長によって委嘱される。

2 副会長は会長を補佐し、会務を掌握し、会長があらかじめ定めた順序により、会長の事故あるときはその職務を代理する。

(監事)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会はすべての役員をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成する。

## 第7章 財産及び会計

(事業年度)

第31条 当会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第32条 当会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当会の事業計画案及び収支予算案については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を得て、総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、総会において承認を得るものとする。

(会計)

第35条 当会の会計は事務局で執行する。

2 当会の経費は、年会費、更新料、事業収益、助成金等により賄うものとする。

3 当会の会員年会費は、総会において定めた額とする。

(1) 公認会員：5,000円

(2) 未公認会員：3,000円

(3) 名誉会員：免除

4 公認アスレティックトレーナー有資格者は、3年ごとの有資格更新時に3,000円を更新料として納めるものとする。但し、名誉会員はこれを免除される。

5 一度納入された会費等については、特別な事由がない限り返還されない。

## 第8章 会則等の変更

(会則の変更)

第36条 当会則は、総会の議決によって変更することができる。

(その他)

第37条 当会則に定めるもののほか、当会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この会則は平成19年4月1日より一部改定し施行する。

この会則は平成23年4月1日より一部改定し施行する。

この会則は平成25年4月1日より改定し施行する。

この会則は平成29年5月1日より一部改正し施行する。

平成15年7月5日制定

平成19年3月3日一部改定

平成23年3月30日一部改定

平成25年3月30日改定

平成 29 年 4 月 2 3 日一部改定